

令和6年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(11月25日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表	1
2	神奈川県条例等の公布に関する条例 新旧対照表	2
3	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	3

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
 (平成24年神奈川県条例第39号) 新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
(削除)			特定非営利活動法人横浜日独協会	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	平成31年1月1日から令和6年12月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人WE21 ジャパン厚木	厚木市中町三丁目18番5号	平成31年1月1日から令和6年12月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人地域福祉を考える会	伊勢原市田中256番地の1-301	令和2年1月1日から令和6年12月31日まで
(略)			(略)		
特定非営利活動法人WE21 ジャパンよこすか	横須賀市根岸町三丁目15番12号谷ビル102号	(略)	特定非営利活動法人WE21 ジャパンよこすか	横須賀市根岸町三丁目15番12号長谷川ビル102号	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動法人地域健康プラン	山形県山形市七日町二丁目7-23 とんがりビル3階	令和6年1月1日から令和11年12月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人WE21 ジャパン厚木	厚木市中町三丁目18番5号	令和7年1月1日から令和11年12月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人横浜日独協会	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	令和7年1月1日から令和11年12月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人地域福祉を考える会	伊勢原市田中256番地の1-301	令和7年1月1日から令和11年12月31日まで	(新規)		

2 神奈川県条例等の公布に関する条例（昭和 25 年神奈川県条例第 39 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第 1 条・第 2 条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(規則等の公布)</p>	<p>第 1 条・第 2 条 (略)</p> <p>(規則等の公布)</p> <p>第 3 条 前 2 条の規定は、神奈川県規則について 準用する。</p> <p>(新規)</p>
<p>第 3 条 前 2 条 _____ の規定は、署名を除く ほか、次に掲げるものについて準用する。</p> <p>(1) 県の機関 _____ の定める規則</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第 4 条 第 1 条及び第 2 条の規定は、署名を除く ほか、次に掲げるものについて準用する。</p> <p>(1) 県の機関 (知事を除く。) _____ の定める規則</p> <p>(2) (略)</p>

3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表
 <第1条関係>（令和7年4月1日施行）

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～1の5（略）	（略）	1～1の5（略）	（略）
1の6 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。） (1)～(7)（略） (8) 法第14条第1項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の <u>位置等</u> の変更の工事等を許可すること。 (9) 法第14条第2項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置等の軽微な変更の <u>工事</u> の届出を受理すること。 (10)～(21)（略） (22) <u>法第20条第3項第1号の規定により、高圧ガスの製造のための施設等が技術上の基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。</u> (23)（略） (24) 法第20条の4 _____の規定により、高圧ガスの販売事業の届出を受理すること。 。 (25)～(61)（略） (62) <u>法第39条の21第1項後段の規定により、変更の工事又は製造の方法の変更の届出を受理すること。</u> (63) <u>法第39条の23後段の規定により、危害予防規程の提出を求めること。</u>	横浜市、川崎市及び相模原市	相模原市	
		1の6 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。） (1)～(7)（略） (8) 法第14条第1項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の <u>位置</u> の変更の工事等を許可すること。 (9) 法第14条第2項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置等の軽微な変更の <u>工事等</u> の届出を受理すること。 (10)～(21)（略） (新規)	相模原市
		(22)（略） (23) <u>法第20条の4第1項の規定により、高圧ガスの販売事業の届出を受理すること</u> 。 (24)～(60)（略） (新規)	
		(新規)	

改 正		現 行	
(64)～(75) (略)		(61)～(72) (略)	
2～16の5 (略)	(略)	2～16の5 (略)	(略)
16の6 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画_____を認可すること。 (2)～(4) (略)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、大井町、松田町及び山北町（横浜市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、川崎市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について農地	16の6 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画（同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）を認可すること。 (2)～(4) (略)	山北町

改 正		現 行	
	ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)		
17～25 (略)	(略)	17～25 (略)	(略)
25の2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1) 条例第42条第1項の規定により、 <u>第一種指定化学物質の取扱量等</u> の報告を受理すること。 (削除) (2) <u>条例第42条第2項</u> の規定により、報告された事項を取りまとめ、その結果を公表すること。 (3) <u>条例第42条第4項</u> の規定により、事業者に対し、助言その他の支援を行うこと。 (4) <u>条例第42条の4第2項</u> の規定により、 <u>化学物質管理計画書</u> を受理すること。 (5) <u>条例第42条の4第3項</u> の規定により、事業者に対し、 <u>助言その他の支援</u> を行うこと。 (6) <u>条例第108条</u> の規定により、(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。 (7) <u>条例第110条の2第1項</u>	25の2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1) 条例第42条第1項の規定により、 <u>化学物質管理目標等</u> の報告を受理すること。 (2) <u>条例第42条第2項</u> の規定により、 <u>化学物質管理目標の達成状況</u> の報告を受理すること。 (3) <u>条例第42条第3項</u> の規定により、報告された事項を取りまとめ、その結果を公表すること。 (4) <u>条例第42条第5項</u> の規定により、事業者に対し、助言その他の支援を行うこと。 (新規) (新規) (5) <u>条例第108条</u> の規定により、(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。 (6) <u>条例第110条の2第1項</u>		

改 正		現 行	
<p>の規定により、条例第42条第1項並びに第42条の4第1項及び第2項の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>(8) 条例第110条の3第1項の規定により、(7)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。</p> <p>(9) 条例第110条の3第2項の規定により、(7)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(10) 条例第111条第1項の規定により、(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>		<p>の規定により、条例第42条第1項及び第2項_____の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>(7) 条例第110条の3第1項の規定により、(6)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。</p> <p>(8) 条例第110条の3第2項の規定により、(6)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(9) 条例第111条第1項の規定により、(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
26～95 (略)	(略)	26～95 (略)	(略)
<p>96 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄(9)に掲げる事務にあっては、川崎市を除く。）</p>	<p>96 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市_____</p>
97～135 (略)	(略)	97～135 (略)	(略)
<p>135の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第</p>	<p>鎌倉市、藤沢市及び小田原</p>	<p>(新規)</p>	

改 正	現 行
<p>191号。以下この項において「法」という。)並びに法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。)の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第12条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事を許可すること。</p> <p>(2) 法第12条第4項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、工事主の氏名等を公表するとともに、関係市町村長に通知すること。</p> <p>(3) 法第14条第2項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、許可証を交付し、及び文書をもって不許可の旨を通知すること。</p> <p>(4) 法第15条第1項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について協議を行うこと。</p> <p>(5) 法第16条第1項の規定により、宅地造成等に関する工事の計画の変更を許可すること。</p> <p>(6) 法第16条第2項の規定により、宅地造成等に関する工事の計画の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>(7) 法第17条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を検査す</p>	<p>市(鎌倉市にあつては左欄(1)から(7)までに掲げる事務のうち土石の堆積に係るものを除き、藤沢市及び小田原市にあつては左欄(9)から(11)までに掲げる事務のうち法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。)</p>

改 正	現 行
<p>ること。</p> <p>(8) <u>法第17条第2項の規定により、検査済証を交付すること。</u></p> <p>(9) <u>法第18条第1項の規定により、特定工程に係る工事を検査すること。</u></p> <p>(10) <u>法第18条第2項の規定により、中間検査合格証を交付すること。</u></p> <p>(11) <u>法第19条第1項の規定により、宅地造成等に関する工事の実施の状況等の報告を受理すること。</u></p> <p>(12) <u>法第20条第1項の規定により、法第12条第1項又は第16条第1項の許可を取り消すこと。</u></p> <p>(13) <u>法第20条第2項の規定により、工事の施行の停止を命じ、及び宅地造成等に伴う災害防止措置をとることを命ずること。</u></p> <p>(14) <u>法第20条第3項の規定により、土地の使用を禁止し、及び制限し、並びに災害防止措置をとることを命ずること。</u></p> <p>(15) <u>法第20条第4項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事の施行の停止を命ずること。</u></p> <p>(16) <u>法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずること。</u></p> <p>(17) <u>法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、災害防止措置に要した費用について、工事主等又は土地所有者等に負担させ</u></p>	

改 正		現 行	
<p><u>ること。</u></p> <p>(18) <u>法第21条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域の指定の際既に行われている宅地造成等に関する工事についての届出を受理すること。</u></p> <p>(19) <u>法第21条第2項の規定により、工事主の氏名等を公表するとともに、関係市町村長に通知すること。</u></p> <p>(20) <u>法第21条第3項の規定により、宅地造成等工事規制区域内における擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。</u></p> <p>(21) <u>法第21条第4項の規定により、宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した旨の届出を受理すること。</u></p> <p>(22) <u>法第22条第2項の規定により、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。</u></p> <p>(23) <u>法第23条第1項の規定により、土地所有者等に対して、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずること。</u></p> <p>(24) <u>法第23条第2項の規定により、土地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の全部又は一部を行うことを命ずること。</u></p> <p>(25) <u>法第24条第1項の規定に</u></p>			

改 正		現 行	
<p>より、職員に、土地に立ち入り、宅地造成等に関する工事の状況を検査させること。</p> <p>(26) 法第25条の規定により、宅地造成等工事規制区域内の土地及び当該土地において行われている工事の状況について報告を求めること。</p> <p>(27) (1)から(26)までに掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの。</p>			
<p>135の3 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法及び省令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの。</p>	<p>茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、座間市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町</p>	(新規)	
<p>136 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項 _____の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制</p>	<p>鎌倉市及び藤沢市</p>	<p>136 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等の規制並びに同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる造成宅地</p>	<p>鎌倉市、藤沢市及び秦野市</p>

改 正		現 行	
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（_____以下この項において「法」という。）並びに法の施行のための規則に基づく次の事務 （削除）</p> <p>（削除）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第12条第3項において準用する法第11条の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の変更について協議を行うこと。</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>法第14条第5項（法第17条第3項_____において準用する場合を含む。）の規定により、法第14条第2項及び第3項に規定する必要な措置を自ら行い、並びにその命じた者又は委任した者に行わせること。</u> （削除）</p>		<p><u>防災区域の指定の効力及び解除並びに造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）並びに法の施行のための規則に基づく次の事務</u></p> <p>(1) <u>法第8条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事を許可すること。</u></p> <p>(2) <u>法第11条（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について協議を行うこと。</u></p> <p>(3)・(4) (略) （新規）</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>法第14条第5項（法第17条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、法第14条第2項及び第3項に規定する必要な措置を自ら行い、並びにその命じた者又は委任した者に行わせること。</u></p> <p>(12) <u>法第15条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域の指定の際既に行われている宅地造成に関する工事についての届出を受理する</u></p>	

改 正		現 行	
(削除)		<u>こと。</u>	
(削除)		<u>(13) 法第15条第2項の規定により、宅地造成工事規制区域内における擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。</u>	
(削除)		<u>(14) 法第15条第3項の規定により、宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した旨の届出を受理すること。</u>	
(11)～(13) (略)		(15)～(17) (略)	
(14) 法第18条第1項 _____ _____ _____の規定により、宅地に立ち入り、宅地造成に関する工事の状況を検査すること。		(18) 法第18条第1項 (法第23条において準用する場合を含む。) の規定により、宅地に立ち入り、宅地造成に関する工事の状況を検査すること。	
(15) 法第19条 _____ _____ _____の規定により、宅地及び当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めること。		(19) 法第19条 (法第23条において準用する場合を含む。) の規定により、宅地及び当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めること。	
(削除)		(20) 法第20条第2項の規定により、造成宅地防災区域の全部又は一部について同条第1項の指定を解除すること。	
(削除)		(21) 法第21条第2項の規定により、造成宅地所有者等に対して、法第20条第1項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。	
(削除)		(22) 法第22条第1項の規定により、造成宅地所有者等に対して、擁壁等の設置等を命ずること。	
(削除)		(23) 法第22条第2項の規定により、造成宅地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置等を命ずること。	

改 正		現 行	
<u>16</u> (1)から <u>15</u> までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの		<u>24</u> (1)から <u>23</u> までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	
137 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項_____の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する <u>工事</u> の規制 _____ _____ _____ _____に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（以下この項において「法」という。）並びに宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（_____以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務 (1)・(2) (略)	(略)	137 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する <u>工事等</u> の規制並びに同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる造成宅地防災区域の指定の効力及び解除並びに造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（以下この項において「法」という。）並びに宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務 (1)・(2) (略)	(略)
138～160 (略)	(略)	138～160 (略)	(略)

<第2条関係> (令和8年12月21日施行)

改 正		現 行	
第1条～第3条 (略) 別表 (第3条関係)		第1条～第3条 (略) 別表 (第3条関係)	
1～1の5 (略)	(略)	1～1の5 (略)	(略)
<p>1の6 高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (高圧ガス保安法施行令 (平成9年政令第20号) 第22条に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>法第20条第3項本文</u>の規定により、特定変更工事の完成検査を行うこと。</p> <p>(22) <u>法第20条第3項ただし書</u>の規定により、高圧ガスの製造のための施設等が技術上の基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。</p> <p>(23)～(50) (略)</p> <p>(51) <u>法第35条第1項本文</u>の規定により、特定施設の保安検査を行うこと。</p> <p>(52) <u>法第35条第1項ただし書</u>の規定により、特定施設の保安検査を受けた旨の届出を受理すること。</p> <p>(53)～(59) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(60) <u>法第39条の10第1項後段</u>の規定により、変更の工事又は製造の方法の変更の届出を受理すること。</p>	(略)	<p>1の6 高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (高圧ガス保安法施行令 (平成9年政令第20号) 第22条に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>法第20条第3項</u>の規定により、特定変更工事の完成検査を行うこと。</p> <p>(22) <u>法第20条第3項第1号</u>の規定により、高圧ガスの製造のための施設等が技術上の基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。</p> <p>(23)～(50) (略)</p> <p>(51) <u>法第35条第1項</u>の規定により、特定施設の保安検査を行うこと。</p> <p>(52) <u>法第35条第1項第1号</u>の規定により、特定施設の保安検査を受けた旨の届出を受理すること。</p> <p>(53)～(59) (略)</p> <p>(60) <u>法第39条の11第1項の規定</u>により、特定変更工事に係る完成検査の記録の届出を受理すること。</p> <p>(61) <u>法第39条の11第2項の規定</u>により、特定施設に係る保安検査の記録の届出を受理すること。</p> <p>(62) <u>法第39条の21第1項後段</u>の規定により、変更の工事又は製造の方法の変更の届出を受理すること。</p>	(略)

改 正		現 行	
(61) 法第39条の12後段の規定により、危害予防規程の提出を求めること。		(63) 法第39条の23後段の規定により、危害予防規程の提出を求めること。	
(62)～(73) (略)		(64)～(75) (略)	
2～160 (略)	(略)	2～160 (略)	(略)